

# 電波監理審議会（第1128回）議事録

## 1 日時

令和6年6月5日（水）15：00～16：54

## 2 場所

Web会議による開催

## 3 出席者（敬称略）

### (1) 電波監理審議会委員

笹瀬 巖（会長）、大久保 哲夫（会長代理）、長田 三紀、林 秀弥、  
矢嶋 雅子

### (2) 審理官

村上 聡、鹿島 秀樹

### (3) 総務省

（情報流通行政局）

小笠原 陽一（情報流通行政局長）、山碓 良志（大臣官房審議官）、  
金澤 直樹（総務課長）、山口 修治（放送技術課長）、  
佐伯 宜昭（地上放送課長）、岡井 隼人（衛星・地域放送課長）、  
金子 創（地域放送推進室長）

（総合通信基盤局）

今川 拓郎（総合通信基盤局長）、荻原 直彦（電波部長）、  
渋谷 鬨志彦（総務課長）、大塚 康裕（安全・信頼性対策課長）、  
中村 裕治（電波政策課長）、小倉 佳彦（基幹通信室長）、  
中川 拓哉（重要無線室長）、小川 裕之（移動通信課長）、  
入江 晃史（移動通信企画官）

### (4) 幹事

松田 知明（総合通信基盤局総務課課長補佐）（電波監理審議会幹事）  
宮良 理菜（総合通信基盤局総務課課長補佐）（有効利用評価部会幹事）

# 目 次

1. 開 会 .....	1
2. 議決事項	
電波監理審議会決定第2号の改正（案） .....	1
3. 諮問事項	
(1) 基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の 自由享有基準の特例に関する省令の一部を改正する省令案（衛星 基幹放送におけるマスメディア集中排除原則の見直し） （諮問第5号） .....	4
(2) 日本放送協会所属の佐久間ラジオ（AM）中継放送局の廃止 （諮問第6号） .....	10
4. 報告事項	
(1) 令和6年能登半島地震における通信・放送分野の対応 .....	13
(2) 伝搬障害防止区域の指定状況等 .....	31
5. 審議事項	
(1) 令和5年度電波の利用状況調査（各種無線システム：714MHz 超の周波数帯）に係る電波の有効利用の程度の評価結果案 .....	37
(2) 令和5年度電波の利用状況調査（公共業務用無線局）に係る電波 の有効利用の程度の評価結果案 .....	45
4. 閉 会 .....	50

# 開 会

○笹瀬会長 ただいまから電波監理審議会を開会いたします。

本日、6月期の会議につきましては、委員各位のスケジュールの状況を踏まえまして、電波監理審議会決定第6号5項のただし書に基づきまして、委員全員がウェブによる参加とさせていただきました。

本日の議題はお手元の資料のとおり、議決事項1件、諮問事項2件、報告事項2件、審議事項2件となっております。

## 議決事項

電波監理審議会決定第2号の改正（案）

○笹瀬会長 それでは、議事を開始いたします。電波監理審議会決定第2号の改正（案）につきまして、事務局から御説明をよろしく申し上げます。

○松田幹事 事務局の松田です。よろしくお願ひいたします。

それでは、議決事項について御説明を差し上げたいと思います。電波監理審議会決定第2号、電波監理審議会の議事の公表についての一部改正についてお諮りしたいと思います。電波監理審議会決定第2号は、電波監理審議会の議事の公表について定めているものであり、会議の公開や議事要旨、議事録、審議会の資料についての公表の考え方、公表の方法について規定しております。今回は公表の方法についての改正を行うものです。

総務大臣の処分についての審査請求の審理を行う際には、審理官が調書及び意見書を作成し、電波監理審議会に提出することになっております。この調書

等については、電波法第93条第3項の規定により、その謄本、写しを公衆の閲覧に供しなければならないとされております。現在、閲覧については電波監理審議会事務局、総合通信基盤局の総務課になりますけれども、総務課の事務室内で閲覧に供しているところです。実際に総務省まで足を運んでいただいて閲覧してもらっております。

今般、この閲覧についてデジタル庁から、「デジタル原則」を踏まえた対応を行うようにという要請がありました。「デジタル原則」とは、デジタル社会の実現に向けた構造改革のための5つの原則のことを指しております、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」として閣議決定されております。閲覧については、この原則のうち、デジタル完結・自動化原則に基づき、実際に訪問することなく、インターネット等のデジタルにより閲覧できるようにすることが求められております。

総務省においては、「電波監理審議会が行う審理及び意見の聴取に関する規則」という総務省令を改正する作業を進めております。こちらの改正は今年の6月下旬の施行を予定しております。改正内容につきましては、10ページに参考として改正案を添付しておりますが、調書、意見書について、インターネットを使った公開ができるように改正を行おうとするものです。

具体的な改正箇所については、3ページを御覧ください。インターネットを使った公表が可能になることを受け、デジタル原則の趣旨を徹底し、その具体的な方法を定めるため、調書、意見書を総務省ホームページに掲載することにより、公表することとするものとしたしたいと思います。また、これまでは電監審決定第2号に基づき、議事要旨、議事録を公表するほかに審議会の資料として、諮問事項等を任意で公表しておりました。

今後は「デジタル原則」の趣旨に鑑み、原則として審議会の資料を全て掲載することとしたいと考えております。ただし、内部決定の部分であったり、当

事者もしくは第三者の権利・利益を害する部分については、これまでどおり非公表としたいと考えております。また、本決定の内容に審理に係る調書、意見書の公表についてを含むことになるため、題名を「電波監理審議会の議事等の公表について」と、「議事等」の「等」を追加することとしたいと思います。

それでは、御審議のほど何とぞよろしくお願いいたします。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

それでは、御質問、御意見等はございますか。大久保会長代理、いかがでしょうか。

○大久保会長代理 大久保です。特に質問等はございません。この案で同意いたします。

○笹瀬会長 ありがとうございます。長田委員、いかがでしょうか。

○長田委員 私も、この案の改正で賛成です。

○笹瀬会長 ありがとうございます。林委員、いかがでしょうか。

○林委員 時宜を得た改正だと思います。賛同いたします。

○笹瀬会長 ありがとうございます。矢嶋委員、いかがでしょうか。

○矢嶋委員 適切な改正だと考えます。賛同いたします。

○笹瀬会長 ありがとうございます。

私も賛同いたします。どうもありがとうございました。

ほかに質問等はございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、本件は原案のとおり決することといたします。どうもありがとうございました。

○松田幹事 ありがとうございます。

○笹瀬会長 以上で議決事項は終了いたしますので、続きまして、諮問事項に移ります。

それでは、情報流通行政局の職員の方に入室するようによろしくお願いま

す。

(情報流通行政局職員入室)

## 諮問事項 (情報流通行政局)

(1) 基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令の一部を改正する省令案 (衛星基幹放送におけるマスメディア集中排除原則の見直し)

○笹瀬会長 それでは、議事を開始いたします。

諮問第5号「基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令の一部を改正する省令案 (衛星基幹放送におけるマスメディア集中排除原則の見直し)」につきまして、岡井衛星・地域放送課長から御説明をよろしく申し上げます。

○岡井衛星・地域放送課長 衛星・地域放送課長の岡井でございます。どうぞよろしく申し上げます。

先ほど御紹介いただきましたとおり、省令の改正案、具体的にはマスメディア集中排除原則の見直しに関する改正案でございます。

まず1ページの1番、諮問の概要の部分ですけれども、こちらでは背景を説明しております。真ん中辺りから見ていただければと思いますが、総務省で開催している「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」の第2次取りまとめが昨年10月に行われたところでございます。この第2次取りまとめの中で、衛星放送に関して、衛星基幹放送事業者に係るマスメディア集中排除原則について緩和することが適当であるという方針が示されていることから、これを踏まえまして、今般、その改正案を作成したものでございます。

2 番の改正の概要につきましては、後ほど別途資料を用意しておりますので、そちらで説明を申し上げます。

3 番の施行期日ですけれども、こちらは本日答申をいただけるようでしたら、速やかに改正を行いまして、官報に掲載された公布日に施行するという予定でございます。

4 番の意見募集の結果ですけれども、この諮問に先立ちまして、本年の4月24日から5月28日まで意見募集を実施しております。合計で6者から意見の提出がございまして、こちらでも後ほど御確認いただこうと思っております。

2 ページをお願いします。先ほど申し上げた省令案の概要がこの紙でございます。

3 ページに移ります。まず、マスメディア集中排除原則の内容ですけれども、ポイントとなりますのは真ん中の箱、放送法第91条という部分ですが、基幹放送をすることができる機会をできるだけ多くの者に対して確保する、これを果たすのがマスメディア集中排除原則ということになります。具体的な手段といたしましては、その次の下の箱にございますが、一の者が保有することができる放送局の数を制限する。これによって、放送主体の多元性であったり、放送番組の多様性、そして地域性の3原則を実現していくという仕組みでございます。今、「放送局」と申し上げましたけれども、衛星放送の場合は放送の業務の数を制限するということになっておりまして、その数の判定に当たっては、衛星に搭載されている中継機、トランスポンダをどれだけ使用しているか、そのトランスポンダの数で基準が設けられているところでございます。

4 ページに移ります。現在の衛星基幹放送に係るマスメディア集中排除原則の制度、そして今後の見直しを表したのが、この左下にあります表でございます。ポイントとなりますのは一番下の段、まず地上基幹放送事業者等というところですが、地上基幹放送事業者等においては、青囲みの部分にござい

ますように、自らBS放送を行ったり、あるいはBS放送を行う会社を子会社にしたりといったことが原則禁止されております。

他方、認定放送持株会社の場合はそれが少し緩和されております。グレーの部分になりますが、放送法に定められている認定放送持株会社、つまり地上基幹放送事業者を傘下に置くような持株会社の場合、さらにBS放送を行う事業者を傘下に置くことができるというものでございます。ただし、置くことができると申しましても、基準が設けられておまして、この傘下にあるBS放送の事業者が使えるのは、2K番組に関しては0.5トランスポンダまで、4K番組に関してさらに0.5トランスポンダまでというような基準が設けられているところでございます。

今般の改正案は、このグレーの部分、認定放送持株会社の傘下にある事業者において使えるトランスポンダの数を緩和する、つまり増やそうとするものでございます。

その趣旨でございますけれども、一番上の箱に戻っていただいて、1ポツ目の2行目の最後の部分ですが、「放送事業者の経営の選択肢を拡大する」とございます。昨今の厳しい競争環境を念頭に、放送事業者に関してはそのような環境にさらされている中で、経営の手段はできるだけ多く確保できたほうがよかろうというような考え方がございます。そして、これまで認定放送持株会社の下にない、独立した形で放送を行っているBS放送の事業者においても、この緩和を行うことで、新たに認定放送持株会社の傘下に入るという経営基盤強化の道が生まれてくるというような効果がございます。

このように既存の事業者に関して経営手段の確保を行うことで、この事業者が持っている番組が維持されるようにすることも図り、さらには先ほど御覧いただいたような3原則が維持されることを企図していく。これがこの見直しの趣旨でございます。

どこまで見直すかという点につきましては、下の図に戻っていただいて、オレンジ色の枠囲み、そして右側のオレンジ色の文字のところに記載してございます。先ほどに2Kについて0.5トランスポンダ、4Kについて0.5トランスポンダと申し上げましたけれども、それらを2Kに関しても、4Kに関してもそれぞれ4トランスポンダまで、0.5トランスポンダから4トランスポンダまで緩和するというのが今回の見直しでございます。

それを条文で表現しておりますのが5ページになりまして、もともと左側の赤字のように、認定放送持株会社の傘下にあるBS放送事業者においては、0.5トランスポンダが2K、4Kそれぞれに適用されていたところでございますけれども、今回の改正を行うことで、右側の青色の部分が、認定放送持株会社の傘下にあるBS放送事業者に適用されるようになる。具体的には数字の比較を御覧いただければと思いますが、2Kに関して4トランスポンダ、4Kに関しても4トランスポンダまで使用できるようになる。このような緩和を行って、経営基盤の強化などを図っていくというのが今回の見直しの趣旨でございます。

6ページに移ります。こちらは先ほど御説明を申し上げました、昨年10月に公表されました検討会の第2次取りまとめの関係箇所ですので、後ほど御覧いただければ幸いです。

7ページ以降は意見募集の結果でございまして、Ⅱにございますように、6件、6者から意見の提出があったところでございます。意見提出者は、Ⅲにございますように法人、個人、匿名となっておりますが、8ページ以降で意見の内容と総務省の回答を示しております。

1番、2番は賛同の御意見でして、総務省の考え方としても、賛同の御意見として承りますということに記載しております。また、3以降は反対の御意見もございましたけれども、総務省の考え方といたしましては、3番の箱の総務省の考え方の部分にございますように、今回の趣旨、財政基盤の強化、経営の

安定化が視聴者に対する安定的・継続的なサービス提供確保のために重要であるといった趣旨をお伝えしたり、あるいは次のページ、4番の御意見への回答にございますように、総務省としては、マスメディア集中排除原則の趣旨を踏まえて引き続き適正に運用していくという、今後の政策の方針を示す形でお答えをしております。

10ページ以降は意見募集の回答、そして12ページまでそれが続いているところがございます。これ以降の資料につきましては、諮問書や改正内容の新旧対照表ですので、以降の説明は割愛させていただきます。

説明は以上でございます。御審議のほど、どうぞよろしく願いいたします。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

それでは、御質問、御意見はございますか。大久保会長代理、いかがでしょうか。

○大久保会長代理 ありがとうございます。趣旨に賛同いたします。

1点教えてください。先ほど詳しく御説明をいただきましたが、今回の変更はかなり厳格な集中排除原則を緩めて、放送事業者の経営環境に沿って経営の選択肢を広げるという、ある意味、バランスを多少変えていくということだと理解しています。今回、フジ・メディア・ホールディングス関係から様々な賛同の御意見がありました。これは、緩和した場合の具体的な要望もあったということでしょうか。それとも今の環境を見ながら、ある程度経営の選択肢を広げることにも可能としたほうが良く、あらかじめそのような事態に備えて整備するものなのか、その辺りを教えてください。

○岡井衛星・地域放送課長 御質問ありがとうございます。今の御質問には、要望があったというお答えとなります。具体的な場面を申し上げますと、先ほど第2次取りまとめを昨年10月に公表したと申し上げた「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」ですけれども、こちらの第4回会合の

中でフジ・メディア・ホールディングスが発表をされていらっしゃる、この発表の中でそのような御意向が示されていたところでございます。今般の見直しにおきましては、この見直しを行うことで実際に適用される場面があるものと受け止めておりますし、また、こういった制度が今後も活用されていくように、我々も考えていければと思っております。

以上でございます。

○大久保会長代理 分かりました。ありがとうございました。

○笹瀬会長 どうもありがとうございます。

それでは、長田委員、いかがでしょうか。

○長田委員 長田です。この趣旨に賛同いたします。以上です。

○笹瀬会長 ありがとうございました。林委員、いかがでしょうか。

○林委員 適切な改正だと思います。賛同いたします。

○笹瀬会長 ありがとうございます。矢嶋委員、いかがでしょうか。

○矢嶋委員 私もマスメディア集中排除原則の趣旨がきちんと充足される限り、経営の選択肢を与えるという意味で適切な改正だと考えますので、賛同いたします。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

私から1点だけ。トランスポンダ4つというのは、それもリクエストがあったのでしょうか。それとも、従来こういう4つのトランスポンダがあったので、そこに当てはめたという理解でしょうか。

○岡井衛星・地域放送課長 具体的なトランスポンダの数につきましては、プレゼンテーションの中でお示しはされていなかったという認識でございます。他方、おっしゃるとおり、既存の制度におきまして、例えば一切放送事業者と関係がない状態からBS放送を行う場合につきましては、このBS放送、CS放送を合わせて4トランスポンダ以内、具体的には2Kについて4トランスポ

ンダ、4Kについて4トランスポンダという基準がございましたので、この基準と並ぶところまで緩和するといったのが今回の仕組みでございます。

○笹瀬会長 分かりました。どうもありがとうございます。

それでは、その他追加の質問、御意見等はございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、諮問第5号は諮問のとおり改正することが適当であるという旨の答申を行いたいと思います。どうもありがとうございました。

○岡井衛星・地域放送課長 ありがとうございます。

## (2) 日本放送協会所属の佐久間ラジオ（AM）中継放送局の廃止

○笹瀬会長 それでは、続きまして、諮問第6号「日本放送協会所属の佐久間ラジオ（AM）中継放送局の廃止」につきまして、佐伯地上放送課長から御説明をよろしくお願いします。

○佐伯地上放送課長 地上放送課長の佐伯でございます。お手元の諮問第6号説明資料について説明させていただきます。

今回の諮問案件でございますが、NHK所属の佐久間ラジオ（AM）中継放送局の廃止でございます。放送法におきまして、NHKの基幹放送局の廃止については総務大臣認可事項となっております、また、その認可に当たっては、電波監理審議会に諮問することが必要とされる事項となっているところでございます。

今回の佐久間R1中継放送局の廃止でございますが、AM中継局というのは、割と水辺に非常に高いアンテナを立てているところが一般的でございますが、こちらはアンテナが送電線となる特殊な放送局、送電線放送というものでございまして、超高圧送電線から生じるコロナ雑音と呼ばれるものによって、大元

である一般的なAM放送局、今回で言いますと静岡R1でしたり、名古屋R1、浜松R1が該当いたしますが、こうした中継局からのラジオ放送が聞きづらいため、受信障害対策を目的として送電線からラジオを放送しているものでございます。

ただ、今回、この超高圧送電線自体の建て替え工事が行われることになっておりまして、送電停止時にはこの送電線放送自体も停止せざるを得ないということで、NHKから廃止の認可申請があったというものでございます。

今回の留意事項といたしまして、送電線放送というものの自体、もともと受信障害対策であったものでございますが、今回、送電線建て替えによって複導線化されることとなります。現在の送電線は単導線というものでございまして、こちらですとコロナ雑音がかかり出てしまいますが、これが複導線化されることによってかなり低減される見込みです。こうした場合、元々の受信局である名古屋R1であったり、静岡R1からの放送が実際の放送エリアの方々に聴取可能となることで、結果的に複導線化によって、これらのエリアにおける難聴世帯が解消する形になろうかと思っております。

一方で工事期間中、また工事後も、一定数の世帯については、一部コロナ雑音の懸念が残る見込みである箇所が数十世帯ございます。これらの対策といたしまして、NHKは専用窓口を設置することによって相談体制を確保したり、この送電線放送が終了する旨の告知放送を行ったりするなど、広報対応を十分に行うこととしております。また、先ほど申し上げたごく一部、コロナ雑音の懸念が残る世帯につきましては、外部ループアンテナを貸与することによって、NHKが対策を実施する解決策を提示しているところでございます。さらに、佐久間R1のエリアが含まれております静岡県、あるいは愛知県内の全7市町村から同意書を取得済みということでございます。

こうした状況でございますので、今回、廃止が予定されております佐久間R

1のエリアにおいて、他局がおおむね代替し得る環境が確保されていること、NHKにおいては対象世帯の把握ができていること、各種広報対応、専用窓口の設置、告知放送、外部ループアンテナの貸与など、受信障害対策が適切に行える体制等を整備していること、さらには、放送区域内の全ての市町村から廃止に係る同意書を取得していることから、今回、NHKのあまねく受信環境を確保するための措置が執られているかについて審査し、廃止について認可してよろしいのではないかという審査結果に至った次第でございます。

地上放送課からの説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。それでは、御質問、御意見等はいかがでしょうか。

これも順番にお伺いします。大久保会長代理、いかがでしょうか。

○大久保会長代理 適切な対応だと思います。賛同いたします。

○笹瀬会長 ありがとうございます。長田委員、いかがでしょうか。

○長田委員 私も丁寧に準備を進めていらっしゃるという様子が分かりましたので、賛成いたします。

○笹瀬会長 ありがとうございます。林委員、いかがでしょうか。

○林委員 私も適切な御対応だと思います。賛同いたします。

○笹瀬会長 ありがとうございます。矢嶋委員、いかがでしょうか。

○矢嶋委員 私も基本的に賛同いたします。1点質問ですけれども、この廃止後、建て替え後に何かもし影響があった場合に、外部ループアンテナを貸与されるということなのですが、この貸与というのは無償が予定されているのでしょうか。そこだけ1点、確認いたしたく思いました。

○佐伯地上放送課長 NHKからは、無償貸与という形で伺っているところでございます。

○矢嶋委員 御回答ありがとうございます。私からは、質問は以上です。

○笹瀬会長 どうもありがとうございます。

私も賛同いたします。

それでは、諮問第6号は諮問のとおり廃止することが適当である旨の答申を行います。どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、報告事項に移りたいと思います。総合通信基盤局の職員の方に入室するようによろしくお願いします。

(総合通信基盤局職員入室)

## 報告事項

(1) 令和6年能登半島地震における通信・放送分野の対応

○笹瀬会長 議事を再開いたします。

報告事項「令和6年能登半島地震における通信・放送分野の対応」につきまして、総合通信基盤局、情報流通行政局、それぞれから御説明をよろしく願います。

○大塚安全・信頼性対策課長 ありがとうございます。説明させていただきます。

本年1月の能登半島地震につきまして、通信・放送分野における被害の状況、また被害からの復旧の取組につきまして、担当部局から順次、説明させていただきます。

2ページをお願いします。まず通信分野のうち、携帯電話サービスについて御紹介させていただきます。

3ページでございます。携帯電話ネットワークは、資料にありますように、主として3つの要因によって支障が生じました。

1つ目は、図表の①にございますように、基地局の電源の枯渇、特に重要な市町村役場、あるいは災害拠点病院をカバーする基地局については、非常用バッテリーによる稼働時間を24時間以上とするということを義務づけておりまして、事業者においてもそういった取組が行われているところでございますけれども、今般は停電が長時間に及んだため、電源の枯渇が生じたものでございます。また、2つ目としまして、基地局の鉄塔や機器に支障が生じたもの、3つ目としましては、基地局までの伝送路である光ファイバーに断絶が生じたというようなものがございました。

こうした要因によりまして、携帯基地局に支障が生じ、携帯電話が利用できないという状態が発生しました。資料は、支障が生じたエリアが最も広がった時点を表してございます。左上のNTTドコモでございまして、こちらを御覧ください。濃い緑色が地震の影響で支障が生じたエリア、ピンクは支障がなかった、あるいは応急復旧がなされたエリア、薄い緑は山間地など発災前からサービスが提供されていなかったエリアでございます。

今回の地震の被害が特に大きかった能登半島北部の6市町におきまして、発災前にはサービスが利用可能だったエリアのうち、面積比におきまして約7割のエリアにおいて、1月4日朝の時点ではサービスが利用できないという状態となっております。停波した基地局の数に注目いたしますと、今回の地震では最大で4事業者合計800局以上の基地局が停波しておりまして、これは平成28年4月の熊本地震と比較しまして、倍程度の規模であったということでございます。

こうした支障に対する復旧の取組を5ページ以降で御紹介いたします。総務省、携帯電話事業者は発災当日から情報収集対応のための体制を立ち上げまして、翌2日には現地における復旧活動を開始しております。

右下の写真を御覧ください。これは車載型の基地局と呼ばれる機材でござい

まして、車から上方に伸びる支柱の先に携帯電話のアンテナが設置されております。また、地震によって光ファイバーが断絶した場合には、これに代わって活用する衛星のアンテナ、少し見えにくいですが、支柱の間に丸いねずみ色のものがございますが、これが設置されております。また、車にバッテリーあるいは発電機が搭載されておまして、商用電力が復旧していない地域においても、携帯電話サービスの応急復旧が可能ということになっております。

携帯電話事業者はこういった車載型、あるいは人力で搬送が可能な可搬型の基地局もございますが、合計1,000台近くを保有しており、今回の災害対応においては、これらのうち最大時に約100台を運用して、携帯電話サービスの復旧を進めたところでございます。

こうした従来の機器、車載型の基地局、可搬型の基地局のほか、今回の災害対応において新しい技術も活用されております。5ページの左側でございますが、詳細は7ページ以降にございます。

7ページでございますが、今回の地震におきまして、海岸の隆起、あるいは海岸沿いの道路の崩落等によりまして、海岸部において車載型基地局の展開が困難な地点が多数生じました。こういった地点の対応といたしまして、NTTドコモグループが保有する船舶を輪島市の沖合に停泊させまして、NTTドコモとKDDIが共同で臨時の基地局を展開し、沿岸3キロほどにわたりまして、サービスの復旧を行ったという取組がございました。

次の8ページ、お願いします。こちらは非静止衛星のアンテナの活用事案でございます。先ほども紹介しましたとおり、基地局とコアネットワークを結ぶ光ファイバーが断絶した場合の代替手段として、これまでも衛星回線が用いられてきたところでございますが、今回の災害におきましては、非静止衛星の回線が用いられてございます。従来の衛星アンテナと比べますと小型・軽量であり、また、大容量の通信が可能であったと聞いているところでございます。

9 ページ、お願いします。こちらはソフトバンクによるドローンを活用した基地局の運用でございます。携帯電話のアンテナを搭載しましたドローン、左側中ほど写真でございますが、こちらを高度100メートルで飛行させることによりまして、半径3キロから5キロにわたりまして、携帯電話サービスの復旧を行ったという取組でございます。

6 ページに戻っていただきまして、今まで申し上げた新しい技術、あるいは従来の技術を展開するための連携の取組を6 ページに掲げてございます。先ほども申し上げましたとおり、今回の災害対応におきまして、幹線道路の寸断、海岸隆起等によりまして、車載型の基地局等の展開が困難な地点というのが生じました。右上の写真は1月5日に実施されました海上自衛隊のホバークラフトによりましてNTTドコモ車両の搬送の事案でございますけれども、これは事前に自衛隊と連携、訓練を重ねてきたことが奏功したと考えてございます。

また、③にございますとおり、復旧のためには国交省あるいは石川県と連携しまして、道路啓開を進めていただくということが欠かせなかったと考えてございます。先ほど御紹介しました船舶基地局運用のための複数事業者の連携のほか、機材搬送、それから道路啓開のための関係機関との連携など、個別の復旧対応には事業者、分野を超えた連携が求められますところ、④に記載しておりますとおり、石川県庁に設置されました政府の災害対策本部に、総務省、通信事業者が職員を派遣いたしまして、各種の調整を行ったところでございます。

10 ページ、お願いいたします。10 ページ以降はこうした取組を踏まえまして、復旧の進展について御紹介させていただきます。発災直後には災害対応の拠点となります市あるいは町の役場エリアの一部におきましても、携帯電話が利用できないという事態が生じておりました。こうした地域につきましては最優先で復旧活動を行っておりまして、原則3日までには復旧を行っているところでございます。

11 ページ、お願いします。また、その後も避難所などの拠点について復旧活動を継続しておりまして、1月の半ばまでには、道路要因等によりまして立入りが困難な地域を除いて、応急復旧が完了したというところまで至ってございます。

現状を12ページにまとめてございます。1月半ば時点で立入りが困難というところもございましたけれども、こういった場所につきましてもその後復旧を進めておりまして、3月の半ばまでには能登半島の全域においてエリア支障を解消しております。輪島市の沖合50キロのところに舳倉島という島がございまして、現在、居住者は島外に避難されているということでございますけれども、こちらについては携帯サービスが未復旧でございますが、こちらにつきましても電力の復旧に合わせて、携帯サービスの復旧が行われる予定ということでございます。

車載型基地局等によって応急的に復旧が進められた基地局もございますけれども、これらにつきましては、その後、本来の基地局の復旧を並行的に進めておりまして、現時点では、能登半島北部の6市町の基地局のうち97%については本来の姿に戻ってございます。ただ、仮設住宅へ入居される方もいらっしゃいますし、発災前とは異なる通信需要がございますので、これらについて引き続き通信の利用可能性等を調査いたしまして、必要な対応を講じているところでございます。

以上、携帯電話サービスの被害、それから、それに対します復旧取組を御紹介させていただきました。

○中川重要無線室長 重要無線室長の中川でございます。よろしくお願いたします。

13 ページ、衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器の貸出しについてですが、総務省が各総合通信局単位で備蓄しております、衛星携帯電話、簡易無

線機、MCA無線機などについて被災地域への貸出しをさせていただきました。全国に衛星携帯電話の備蓄が113台あり、追加契約して北陸に配備した213台で対応しまして、100台が災害地で使用されているなど、それぞれの機器の記載の下に、どのような使用状況であったか、備蓄状況であったかを書かせていただいています。簡易無線機については1,065台のうち200台を使用、MCA無線機に関しましては、移動無線センターが24台を無償貸与しているような対応をしているという状況です。

また、令和5年政府予備費を活用しまして、公共安全モバイルシステム、こちらにつきましては、4月1日からサービスインしましたので実証環境ではあったのですが、1,000台を整備しまして、令和5年の実証用端末750台と合わせて423台使用されているという状況です。

また今回、民間通信事業者のほうで多く支援された避難所等に設置された衛星インターネット機器については、総務省でも配備しておりまして、無線LAN、これは屋外対応できる2.4GHzに少し絞った形の機器を準備して対応させていただき、災害対応職員の方等に御活用いただいているというような状況でございます。

14ページ、お願いします。左下に出ている公共安全モバイルシステムですけども、消防機関などで行方不明者の搜索活動、あとは救急活動で使用してもらっています。これは携帯電話のネットワークを、SIMカードを2枚差すことによって、応急復旧時どちらかの電波が通じていれば通信できるというようなもので、実証中ではありましたがけれども活用いただいています。消防機関からは、警察などからの電話情報などを、トランシーバーアプリなどを利用することによって一斉に連絡ができたようなことであるとか、ホワイトボードに情報をまとめ、そちらを写真撮影して関係の職員みんなに配ることができたなど、スマートフォンのアプリ等も活用しながら、うまく活用できるというよ

うなところがあったということです。

右側の自衛隊でも、公共安全モバイルシステムをスマホアプリなどを使って活用いただいておりますが、部隊の指揮・連絡・情報共有など、輸送とか給水、入浴支援に当たる担当の職員の方が使っているという状況です。また、部隊の現況把握ということで、それぞれ持っている端末がどこにいるのかというようなことで部隊の位置情報も確認できる状況ですので、かなり便利に使っていると。また、自動で文字起こしなどもされますので、話した内容が日時も確認できて有用であったというような声もあり、災害対策要員の方に便利に使っていただいたのかと思っております。

13 ページ、14 ページの御報告は以上でございます。

放送インフラの復旧の取組について、情報流通行政局からよろしく申し上げます。

○佐伯地上放送課長 15 ページ以降、放送インフラの復旧の取組について、情報流通行政局から御紹介させていただきます。

16 ページが全体の概況でございます。右側の能登半島の図を御覧いただければと思いますが、オレンジ色に塗っているところが地上波のエリアでございます。逆三角形の赤いものが地上波の中継局になっておりまして、御覧のとおり、能登半島はかなり山がちでございますので、もともと地上波が届くエリアがかなり限定的という特色がございます。その届かないところについては、ケーブルテレビが補完していたというのが大まかな状況でございます。

そうした中で左上の停波の状況でございますが、現状、地上波につきましては、テレビ・ラジオともに復旧済み、こちらは大体1月24日頃に全て復旧しております。また、ケーブルテレビについてもおおむね復旧しておりまして、こちらは18 ページで後ほど詳細を説明させていただきます。それ以外にも放送事業者の取組等々を含めまして、まず、中継局が止まらないようにというこ

とで、輪島中継局という輪島市の中心市街地をカバーするプラン局がありますが、こちらが燃料枯渇により停波しそうだったということで、自衛隊等の関係機関との協力の下、燃料補給を継続的に実施したということがございます。それから、避難所にNHKが訪問してテレビの受信可否の確認、テレビアンテナの設置などを実施していただいたということがございます。

さらに、中継局停波の影響で一部地上波テレビが映らない状況がございましたので、NHKが空いておりましたBS103の枠を使って1月9日より金沢局の番組を放送していた状況がございます。その他、偽誤情報の流通というのが一時問題になっておりましたので、放送事業者から、放送番組、ウェブサイトにおいて注意喚起を呼びかけていただいたことがございます。

17ページが地上波の停波・復旧取組の状況でございます。先ほど携帯の話でもございましたが、やはり商用電源の停止を主な要因として、幾つか地上基幹放送局が停波してしまったということがございます。それから、停波に至らないまでも予備電源の燃料が枯渇しないように、補給が必要な放送局が存在したところでございます。

右側の表は、実際に止まってしまった局について掲載しております。例えばテレビでございますと、東門前局、舳倉局、輪島町野局が停波してしまいました。特に舳倉局、輪島町野局は、商用電源が回復するまでは停波が続いてしまったということがございます。また、その枠外の※印にございますが、先ほど申し上げたように、輪島局は停波しなかったのですが、自衛隊ヘリによって数日おきに燃料を輸送いただき、補給のオペレーションを行うことによって、何とか生き長らえたということがございます。こちらは先ほど大塚課長からも御説明がありましたが、県の災対本部に総務省本省からリエゾンを派遣していて、そこが中心となって調整していただきました。ラジオにつきましても、右下にございますように、幾つかのラジオ局で停波がありましたが、現時点では

全て復旧しているところでございます。

○金子地域放送推進室長 では、資料18ページを御覧ください。地域放送推進室の金子から説明させていただきます。

今回の地震におきましては、土砂崩れによる電柱の倒壊などにより、能登半島の各所においてケーブルテレビ伝送路の断線が生じ、停波が発生しております。特に、道路に大きな被害が発生するなどしました輪島市及び珠洲市の一部地域については、現在も道路の復旧といったことを踏まえて対応中といったところがございますが、応急復旧はおおむね3月末に終了している状況でございます。今回被害のあった能登半島は、先ほど説明がございましたが、地理的な理由により地デジの放送波が届かない地域が多くございまして、ケーブルテレビへの依存度が高い地域となっております。

このような状況も踏まえまして、総務省においては、復旧に係る支援について補助率をかき上げする、また、これまで対象としていなかった仮設住宅へのケーブル敷設といったものを補助対象にするなどの措置を行っております。このような支援も通じまして、被災したケーブルテレビの本格復旧を加速化してまいりたいと考えております。

以上になります。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明に関しまして、御質問、御意見等はございますか。大久保会長代理、いかがでしょうか。

○大久保会長代理 大久保です。詳細な御説明ありがとうございました。

様々な形で、携帯電話、放送についても復旧に取り組んでいることがよく分かりました。携帯電話も放送も、非常に重要なインフラ、ライフラインであり、完全復旧までは多少時間がかかるとは思いますが、引き続き御対応をよろしくをお願いします。

以上です。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

それでは、長田委員、いかがでしょうか。

○長田委員 ありがとうございました。御説明いただいたことで、順調に進んだということは理解いたしました。

ただ、今回の御説明の中に固定電話、有線の、メタルのもの、そして光のものも含めて、それから、公衆電話についての御説明がなかったのはなぜなのかなど。これはどなたに伺っていいのかわかりませんが、そこもまだまだ需要はあると思いますので、御説明いただけたらよかったですと思いました。

以上です。

○笹瀬会長 どうもありがとうございます。事務局、いかがでしょうか。今の長田先生の御意見に対して。

○大塚安全・信頼性対策課長 ありがとうございます。安全・信頼性対策課長の長塚でございます。

長田先生、御指摘ありがとうございます。私の勝手な判断で、圧倒的に今回も需要、問合せが大きかった携帯電話、これは電波も使うものでございますので、こちらにつきまして特化して御紹介させていただきましたけれども、固定電話につきましても、今回被害があり、復旧を進めさせていただきました。

こちらにつきまして、現時点の状況だけ申し上げますと、まだ使えないという状況にありますのは、輪島市の中心部から少し西側に西保という地域がございますけれども、ここの通信ビルがまだ全く使えないと。これは場合によっては建て直し、ほかからの接続等を考えなければいけないという状況にございまして、このビルに收容されている回線が光のアクセスサービス——インターネットですね——この関係で50回線、加入電話で180回線が全く使えない状況になっております。また、先ほど申しました舳倉島は、今現在は島に人はい

らっしゃいませんけれども、こちらにつきましても加入電話が30回線ほどあり、これが使えないという状況になってございます。

また、このほか、これは通信ビル単位の話であるのですが、少しテクニカルで恐縮でありますけれども、通信ビルから先、加入者の方のおうち、場合によっては敷地内もあるかもしれませんし、あるいはビルと敷地の間というものがあるかもしれません。ここで支障があるものについて、リアルタイムでNTT西日本が把握できないという状況になっておるのですが、さすがに5か月たっておりますので、NTT西日本においても見回りを行っていただいているというのもあります。それから、利用者の方に呼びかけを行っておりまして、どうしても何かおかしいことがあれば、ぜひNTT西日本に御連絡くださいということも行っております。

これを踏まえまして、例えば支障の連絡をいただいてその復旧が終わったというものが、連絡が石川県全体で8,000件弱ございまして、そのうち7,500件については修理を終えていると。被害が大きかった輪島とか珠洲におきまして、例えば珠洲でありますと、申し出いただいたうちの9割程度、1割ぐらゐがまだ直っていないという状況でございまして、こちらにつきましてもしっかりと利用者の方とお話しさせていただいて、復旧を進めさせていただきたいと考えております。

説明が当初のものから漏れておりまして、大変失礼いたしました。

○長田委員 ありがとうございます。公衆電話はどうだったんでしょうか。

○大塚安全・信頼性対策課長 ありがとうございます。公衆電話自体の被害は把握してございませんが、公衆電話につきましても設置されているものが災害時に優先的に使えるというのがございまして、避難所に特設公衆電話を開設してございまして、こちらについては避難者の方に利用いただけるという形になっておりました。

ただ、今回、今は手元に数がありませんので、数自体は申し上げられませんけれども、利用状況を伺いますと、利用された件数というのは今までと比べますとかなり低調だったと聞いておりまして、やはり皆様方は携帯電話などをお持ちになって避難されたということがあったのかと思っております。実際に利用された数は、申し上げました今の災害時の公衆電話、避難所なんかに開設されるものつきましては187台が開設されたわけですが、そのうち実際利用された回数は18回、つまり10台に1台がようやく1回利用されたという利用状況だったと聞いてございます。

○長田委員 ありがとうございます。

○笹瀬会長 どうもありがとうございます。

それでは、林委員、いかがでしょうか。

○林委員 ありがとうございます。私も通信と放送についてそれぞれ1つずつ質問があるのですが、まず、通信は携帯電話のほうですけれども、今回の災害はこれまでの災害と比べて通信ケーブルの切断割合が高いということで、小型で軽量のスターリンクアンテナを活用されたというのは早期の応急復旧には非常に有効な手段だったと思います。その一方で、無線基地局の光ケーブルが切断されることによって、基地局が停止するという課題も明らかになったのかと思います。

そういう意味では、応急復旧というのはあくまで暫定的に、衛星通信とか発電機なんかを活用して通信サービスを復旧するものですので、通信速度の低下とか、恒久的な利用という面では利用しづらいという場合がいろいろあるかと思えます。今後の本復旧に向けては、ネットワークの基盤となる光ケーブルが非常に重要になってくるのかと思えます。そういう意味では当面の応急復旧と、それから今後、本格的になる本復旧に分けて対応を考えていかなければならないのかと思えますけれども、その辺りを敷衍して御教示いただければとい

うのが携帯のほうです。

放送のほうは、先ほどインターネット上の偽誤情報に対して、放送局で偽誤情報に対する報道がしっかりなされて、それに対して総務省からも要請があったということでございますけれども、さはさりながら、SNS等のプラットフォームでこういった偽誤情報はいまだに後を絶たないような状況ですので、これも総務省から当初、SNS等のプラットフォーム事業者に対し、利用規約を踏まえてしっかり対応するようという要請がなされたと思うのですが、その後の対応状況のフォローアップはどういう状況になっているのかということも併せて御教示いただけると幸いです。

以上でございます。

○大塚安全・信頼性対策課長 林先生、ありがとうございます。まず通信につきまして、お答えさせていただきます。

私の説明が、先生がまさに御指摘いただきました応急復旧、それからその後の本格復旧の2段階があるということも全くそのとおりでございまして、こちらについても少し省略した説明をいたしまして、失礼いたしました。

先ほどの説明は応急復旧を中心に話をさせていただきます。スターリンク、この衛星インターネット機材の利用は8ページに資料がございますけれども、応急復旧ではこれが活用されたというものでございます。資料の左側、比較的上のほうに「通信速度」とございます。下りにつきまして40～220Mbpsほどが出るということでございます。従来、衛星アンテナと比べますとスピードが出るというものではございます。ただ、光ファイバーと比べますと圧倒的に劣るものでございましたので、こういった衛星アンテナを利用して応急復旧をした局については、確かに電話ができる、あるいはインターネットでブラウジングができるということではございますけれども、より災害対応に必要な写真、かなり精細なものもございますが、こういうものを送ろうとす

るときにかなり時間がかかるとか、避難所で多くの方が利用されるとかなり利用しづらい状況があるというようなお話が多々ございました。

それを踏まえまして、先ほど少し申しましたけれども、本格復旧、これは何かと申しますと、光ファイバーにつきましても本来の光ファイバーに戻すということでございますし、電力につきましても、そういった発電機でつないでいるという形ではなくて、商用電源の復旧を待つという形でございますけれども、これも並行的に進めさせていただきました。その結果、応急復旧は先ほど申しました1月半ば頃にはほぼ終わったわけでありますが、本格復旧の終了というのは、完全に終了したわけではございませんけれども、この6月頭の時点で97%の局まで何とか到達させていただいているところでございます。各事業者、残り大体10か所ずつぐらい、まだ応急復旧が残っているところがございますけれども、これらの大部分の要因は光ファイバーがまだ途絶しているということでございますので、この辺りはNTT西日本など、固定の回線を持っていらっしゃる事業者と調整して、少し時間がかかるところばかりが残ってございますが、こちらについてももしっかり取り組ませていただきたいと思いますと考えております。

私からは以上です。ありがとうございます。

○笹瀬会長 林先生、よろしいでしょうか。

○林委員 ありがとうございます。97%も行っているというのは驚きでした。御教示いただきまして、大変ありがとうございます。

○笹瀬会長 どうもありがとうございます。

○林委員 すみません、SNSの事業者の偽誤情報への対応状況に対するフォローアップの部分もちょっと、もし御存じでしたらお聞きしたいんですけれども。

○佐伯地上放送課長 地上放送課の佐伯でございます。

先生からも御指摘いただいたとおり、SNS上で拡散している偽情報について、総理からも発災の後に、国民に対する注意喚起の必要について言及がございましたし、総務省からデジタルプラットフォーム事業者に対して、偽情報等の投稿等について利用規約を踏まえた適正な対応を要請したところでございます。放送事業者につきましては、こうしたものを踏まえた上での注意喚起を国民に呼びかけるなど、可能な御協力をいただきたいと検討をお願いしておりますが、その後、このデジタルプラットフォーム事業者については、担当が違ふところがございますが、私から回答はできないのですが、申し訳ございません。

○林委員 分かりました。すみません、了解しました。

ありがとうございました。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。それでは、矢嶋先生、いかがでしょうか。

○矢嶋委員 基本的には、復旧が順調に進んでいると認識いたしました。通信事業者の方、また、関係局長の皆様の御尽力の賜物と考えております。

林委員からも若干御指摘がありましたけれども、今回の震災からの復旧に当たって、ここは大きな課題があったと、ないしはこれから今後、改善すべき課題であると捉えていらっしゃる点について、もし現時点で整理がついているようであれば御教示いただければと思います。

○大塚安全・信頼性対策課長 矢嶋先生、ありがとうございます。検証につきましては、引き続き通信分野においても行ってございますし、政府全体としましても、今、取りまとめを行っているところでございますけれども、1点、担当している者として課題、これは全くできなかったというわけではないと思っておりますが、今後より強めていくことが、通信ネットワークの強靱化につながっていくのかと考えているものとしまして、先ほど申し上げましたけれど

も、事業者間の連携、あるいは事業者さんと通信分野以外との連携が、本当に災害時の個別の1つ1つの復旧に欠かせないと考えてございます。

今回、能登半島のかなり先で、実は金沢から駆けつけますと、輪島であるとか、特に珠洲が一番遠いわけでございますけれども、100キロ以上離れたところでありまして、こういったところで例えばどうやって給油を行っていくとか、あるいは本当に基地局が建てられないところに、非常にイレギュラーな措置でありますけれども、船舶を持ってきて基地局を展開するとかそういう取組を行っていただきましたが、やはりそういった取組を行うことになると、かなりリソースも限られますと。そういった際に事業者同士で連携して船を展開するとか、あるいは、先ほど私は申しませんでしたけれども、給油をするための出先の拠点、タンクローリーを持ってきて、より小型の給油の車にそれをつぎ替えていくという作業を事業者さんが行われましたけれども、こういう拠点を複数の事業者さんで連携して行うという取組もあったと聞いております。

こういった取組が行われておりますけれども、これをより事業者が参加できる数を増やすとか、あるいは分野をより増やしていくようなことができるのかと思っておりますし、そのためには平時からこういったことができるのかを確認して、訓練を重ねていくことが必要だと思っております、事業者の皆さんと連携しまして、こういった取組を進められればと考えております。

通信分野については以上でございます。

○矢嶋委員 御説明ありがとうございました。震災はどこかでまた新たに起き得るかもしれないことですので、課題が見つかりましたら早めに改善に向けて進められることが望ましいのではないかと考えております。

ありがとうございました。

○大塚安全・信頼性対策課長 ありがとうございます。

○佐伯地上放送課長 1点、放送分野についても少し補足させていただきます

す。地上波については、先般の放送法改正で中継局の共同利用を行うことができるようになり、現在、それを推進するための協議の場がつくられておりまして、今回の能登半島地震で得た教訓を放送ネットワークインフラの今後の強靱化に生かしていくという観点で、その場で少し振り返りを行っております。今回、この共同利用というものが推進された暁には、予備電源の共通化とか、あるいは人的リソースの共通化、予備機材・予備電源設備などの共通化といったところで、ある程度、災害への備えの観点から、耐災害性強化に資することもできるのではないかという話をしております。

それから、今、大塚課長からもありましたが、他の分野、放送事業者のみならず通信の話でしたり、あるいは政府のほかの機関や地元自治体との連携という意味で、災害対策本部との連携体制の構築ということもかなり重要になってくるのではないかという意見が出ているところでございます。

簡単ですが、以上でございます。

○矢嶋委員 御説明ありがとうございました。具体的に課題が見つかったということで、また取り組む対象ができたのかなと考えております。審議会のほうでも協力できることがございましたら、また教えていただければと思います。

ありがとうございました。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。今回、詳細な御報告をさせていただいて、どうもありがとうございました。

審議会でお話しさせていただいて、よく理解できました。ありがとうございます。1点お聞きしたいんですけども、今回の取りまとめに関しては、多分、総務省のホームページだけではなくて、あちこちでこういう報告はされているんでしょうか。取りまとめしたものに関してその事業者間なり、そういうところで、もしくは一般の方が見られるような、特に自治体ですね。ホームページ以外で、そういう方が見られるような環境はできているんでしょうか。

○大塚安全・信頼性対策課長 笹瀬会長、ありがとうございます。取りまとめにつきましては実はまだ完全に終わっておりませんで、まとまった形で総務省のホームページなどにも、少なくとも通信分野についてはまだ載せていないものでございますけれども、こういった今日の審議会とか、あるいは外部から通信の関係者にどういう取組があったのか、あるいは課題がどうなのかということをお求められることがございますので、そういった際に、今日、御説明したような資料を用いて説明させていただいております。

こちらの内容について、今月には一定の取りまとめを行ってまいりたいと考えておりますので、これがまとまりましたらば、この内容をより広い方にお届けできるように取り組んでまいりたいと思っております。特に会長が言ってくださったような市町村の方々、これは復旧を進める際に非常に大切な関係者だと思っておりますので、こういった方々についてはより分かりやすい形で、通信の支障がどういう形で生じて、それに対して、通信事業者あるいは総務省として普通はどのような取組をすることになるのかというようなことがしっかり伝わるように、工夫して伝えさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○笹瀬会長 ぜひよろしく申し上げます。ホームページに載せるだけだと見にくい人が少ないと思うので、やはり各自治体なり、一番いいのはNHKとかテレビで放送してもらおうとか、もしくはYouTubeでうまく、今のよう話をさせていただくことも含めて、資料と言葉で伝えることができるといいかと思っておりますので、ぜひよろしく申し上げます。

○大塚安全・信頼性対策課長 ありがとうございます。伝え方については工夫するようにいたします。ありがとうございます。

○笹瀬会長 あと1点だけ。これはどちらかというと基地局とか、そういうケーブルネットなのですが、一般の方のバッテリーというのはどうやったのでし

ようか。携帯の充電ですね。多分、携帯を持っていても電気は1日で切れてしまうので、そういうのをうまく総務省が何かフォローアップされたんでしょうか。多分、こういう地震が起こって逃げたときは、携帯は持って逃げている、携帯の接続ケーブルとか充電器を持っていない方がいっぱいいらっしゃるのでは、そういうのは避難所なり、もしくは市役所とかそういうところで対応できるような環境をつくられたんでしょうか。

○大塚安全・信頼性対策課長 会長、ありがとうございます。まさにおっしゃるとおりでございます。避難所に避難されている方、携帯はお持ちの場合が多いわけですが、充電のコードなんかをお持ちでないということが多々あったと聞いております。これらにつきましては携帯事業者各社様が善意で、充電コード、あるいは可搬型といいますか、個人が使えるような小さなバッテリーを無償で提供していただきまして、これを事業者自ら、あるいは市町村等々に協力をいただいて、避難所に届けるという取組を行わせていただいているところでございます。

○笹瀬会長 分かりました。どうもありがとうございました。

それでは、その他の追加で御質問、御意見等はございますか。よろしいでしょうか。

非常に詳細な御説明、どうもありがとうございました。感謝いたします。

ほかに質問はございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、以上で情報流通行政局に関する議事を終了いたしますので、どうもありがとうございました。

職員の方は御退室をよろしく申し上げます。

(情報流通行政局職員退室)

(2) 伝搬障害防止区域の指定状況等

○笹瀬会長 それでは、議事を再開いたします。

次は、報告事項「伝搬障害防止区域の指定状況等」につきまして、小倉基幹通信室長から御説明をよろしく申し上げます。

○小倉基幹通信室長 総務省基幹通信室の小倉でございます。資料のほうを今、投映しておりますのでお待ちください。

基幹室から、「伝搬障害防止区域の指定状況等」ということで報告させていただきたいと思っております。

早速、資料の2ページを説明させていただきます。まず、制度の概要でございます。目的のほうにございますが、重要無線通信の確保、下にも書いてございますけれども、例えば電気通信業務であれば携帯の基地局からの通信とか放送局からの通信、それから人命・財産の保護、または治安維持ということで、例えば防災行政無線とか警察からの無線、こういった通信の確保と財産権の行使、土地利用との調整を図ることにより、高層建築物等の建築による通信の突然の遮断を回避することを目的とした制度でございます。毎年、年度明けのこの時期に指定状況等について報告させていただいているものでございます。

制度の概要でございますが、防止区域の指定というものが電波法で規定されております。これは固定された通信局間の通信についての伝搬路のうち、重要無線通信の伝搬路について指定することができるということで、下の絵に緑のラインがございますが、幅100メートルになりますけれども、こうした区域を免許人の申出に基づいて指定するというような形になってございます。資料の右に行ってください、この区域内で高層建築物等を建築する場合においては総務大臣に届出が必要になります。この場合、「高層建築物等」というのは31メートルを超える建築物でございます。この建築物に関しまして届けられた場合において、障害の有無を判定して、障害となる場合には、免許人、建築

主へ通知するという形になります。

障害がある場合においては、障害がある部分に関する工事については、それぞれ建築主、免許人等が協議が整うまでの間、これは最大2年間になりますが、工事を制限されるというような形になってございまして、その後それぞれが協議して、例えばルート変更を実施するとか建築計画を変更するなどというような対策を講じた上で、改めて建築が可能になるというような形の手続となっているものでございます。総務大臣に関しては、こちらはあっせんという手続がございまして、関与するような規定もございます。2ページは以上でございます。

3ページ、お願いします。こちらは指定区域の総数の推移でございますけれども、令和5年度末においては3,419でございまして、直近5年では大体3,500ぐらいで推移しておりますが、減少の傾向にございます。この理由としましては、近年、電気通信業務の有線化、特に携帯電話基地局の関係でございまして、電気通信事業者による光ファイバーへの移行を実施するような場合がありますので、指定を解除するということで減っている部分が多くございます。こちらは基幹的な通信ということで、例えばバックホールの通信、基地局間の通信において無線通信から光ファイバーに変えることで、伝送容量の不足などがこうした光ファイバーによって解消するというようなことで、有線化が図られている現状がございまして、それによって少なくなっているというような形になってございます。指定総数の推移については以上でございます。

続いて、4ページでございます。建築主等から届け出られます高層建築物等の届出件数の推移でございます。過去5年の表がございまして、一番上が届出件数でございますが、令和元年度が908件とここ5年で一番多くございまして、こちらは新規参入の携帯電話事業者が基地局を設置するということが

ございまして、この新規の設置数が減ってくることによって、届出も年々減ってきているような現状でございます。携帯の基地局というのは大きな施設でございますので、それ自体が電波障害の影響になる、原因になる場合もありますし、基地局ができればその分通信の指定の数も増えたりしますので、基地局の数が減ってくることによって届出の数も減ってきているような現状で、令和5年度は501件となっております。

その表の下に、「障害原因とならない」と「障害原因となる」という分類がございます。ほとんどの場合が「障害原因とならない」という形になっている一方で、「障害原因となる」となっているものが6件でございます。高層建築物等は、31メートルを超えるものについては、指定された区域において建築する場合は届出が義務でございますが、一方で、電波自体が相当高いところを伝搬するということですので、多くの場合において「障害原因とならない」となっております。

一方、「障害原因となる」6件のうち、「解決済み」となっているものは下に書いてございます。伝搬路の迂回とか廃止等で解決しているものもございますが、「協議継続中」となっているものが3件ございます。

電波監理審議会決定第2号に基づき、内容の公表を控えます。

電波監理審議会決定第2号に基づき、内容の公表を控えます。

以上の内容について御報告でございます。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明に関しまして、御質問、御意見等はございますか。いかがでしょうか。

大久保会長代理、いかがでしょうか。

○大久保会長代理 ありがとうございます。

電波監理審議会決定第2号に基づき、内容の公表を控えます。

○小倉基幹通信室長 御質問ありがとうございます。

電波監理審議会決定第2号に基づき、内容の公表を控えます。

○大久保会長代理 分かりました。ありがとうございました。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

それでは、長田委員、いかがでしょうか。

○長田委員 ありがとうございます。状況がよく分かりました。特に質問はございません。

ありがとうございます。

○笹瀬会長 ありがとうございます。林委員、いかがでしょうか。

○林委員 御説明ありがとうございます。私からは特に質問はございません。

○笹瀬会長 ありがとうございます。矢嶋委員、いかがでしょうか。

○矢嶋委員 御報告ありがとうございます。私も質問は特段ございません。

○笹瀬会長 ありがとうございます。私からも質問はございません。どうもありがとうございました。

それでは、本報告事項につきましてはこれで終了したいと思います。どうも

ありがとうございました。

○小倉基幹通信室長 ありがとうございました。

○笹瀬会長 それでは、次に有効利用評価の審議に入りますので、出席されない職員の方は御退室をよろしく申し上げます。

○松田幹事 会長、ここで事務局からのおわびですけれども、当初、同席の求めをいただいております今川局長と荻原電波部長についてなのですが、急遽、それぞれ政務と国会の対応が生じてしまいまして、少し遅れての入室になるという連絡が来ましたので、申し訳ございません、御容赦いただければと思います。

(総合通信基盤局職員 (一部) 退室)

○笹瀬会長 分かりました。それでは、議事を再開いたします。今お話がありましたように、今川総合通信基盤局長と荻原電波部長は少し遅れて参加ということです。中村電波政策課長と中川重要無線室長には同席いただいておりますので、私から指名した場合とか各委員から求めがあった場合に関しては、総務省から補足的な説明をいただきますようよろしく申し上げます。

## 審議事項

(1) 令和5年度電波の利用状況調査(各種無線システム: 714MHz帯超の周波数帯)に係る電波の有効利用の程度の評価結果案

○笹瀬会長 それでは、審議事項「令和5年度電波の利用状況調査(各種無線システム: 714MHz帯超の周波数帯)に係る電波の有効利用の程度の評価結果案」につきまして、林部会長から御説明をよろしく申し上げます。

○林委員 承知いたしました。有効利用評価部会部会長の林でございます。

7 1 4 MHz 超の周波数帯に係る評価結果案の御説明でございます。審議資料 1 の資料 2 に取りまとめてございますけれども、本日はその要点をまとめました資料 1 の概要版を用いまして説明いたします。

資料 1 の表紙をおめくりいただきまして、2 ページを御覧いただければと思います。資料の真ん中、一番左の枠に赤字で記載してございますけれども、本件は③の各種無線システムに係るものでございます。

3 ページを御覧ください。3 月以降、部会を計 5 回開催いたしまして、検討を重ねてまいりました。

4 ページを御覧ください。有効利用評価方針の概要でございますが、赤字を御覧いただければと存じます。各種無線システムに係る評価は、無線局の数の増減や通信頻度、周波数の移行・共用等の対応状況などを定行的に行ったものでございます。※印の 2 でございますが、重点調査対象である①、②の 2 つのシステムにつきましては個別に評価を行うとともに、7 1 4 MHz 超の周波数帯は、調査結果報告に基づきまして、(1) から (7) まで 7 つの周波数区分ごとに評価を行ったものでございます。

5 ページを御覧ください。重点調査対象システムに係る評価の総括といたしまして、対象の 2 つのシステムは、いずれも 5 G への割当てが検討されている周波数帯を利用しております。いずれのシステムにおいても、無線局の運用が行われていない帯域や時間・区域があることを踏まえまして、総務省において 5 G への割当て、及びそれぞれの周波数帯全体の周波数利用方策に係る検討を推進していくことが適当であるとしております。

6 ページを御覧ください。重点調査対象のうち、①の 2 6 GHz 帯の FWA に係る評価の主なポイントでございます。左下の図の周波数利用状況を御覧いただきますと、未利用の帯域がございます。また、その右の時間的利用状況でございますけれども、本システムは主に携帯電話基地局のエントランス回線と

して利用されておりますところ、調査期間の1年間において24時間365日常時電波を発射していた無線局は約6割でございました。残る4割はイベントなどでの利用とか、バックアップ用として保有しているということでございます。電波を常時発射していなかった、または発射実績がなかった無線局でございました。これらを踏まえまして、上の枠の評価といたしましては、一定程度の利用は行われているものの、さらなる電波の有効利用を図っていくことが適当だとしてございます。

また、今後、総務省におきまして、以下に示す検討を実施していくことを期待するといたしまして、3点記載しております。1点目は、常時電波を発射する無線局とは干渉が生じないような離隔距離が必要ですので、5Gの利用可能エリアを検討していくこと。2点目は、電波を常時発射していない無線局とはダイナミック周波数共用による5Gの利用可能性について検討すること。3点目は、現状におきましても5Gに割当て可能な帯域が確保できる場合には、先行的な割当ての可能性も含めて検討を実施していくこととしております。

7ページを御覧ください。②の40GHz帯の映像FPUに係る評価の主なポイントでございます。下の図の左上、周波数利用状況といたしましては、複数の無線局が異なる複数の周波数で運用を行った場合の例を図示しております。1つの局は最大112MHz幅で運用されることが調査結果より判明しておりますので、2局の場合、運用が行われてない帯域は776MHz幅となりますけれども、局数に応じて空き周波数帯域は変動する旨を記載してございます。

その下の時間的利用状況でございますけれども、これは全ての局が常時発射ではない無線局でございました。右側のエリア利用状況を御覧いただきますと、調査期間の1年間の運用実績は2都県でございました。これらを踏まえまして、上の枠でございますけれども、本システムでも一定程度の利用は行われ

ているものの、さらなる電波の有効利用を図っていくことが適当であると評価しております。また、全て常時発射ではない無線局がありましたことから、今後、総務省において、引き続きダイナミック周波数共用による5Gの利用可能性の検討を期待するとしてございます。

8ページを御覧ください。ここから7つの周波数区分ごとの評価結果のポイントをお示ししております。まず総括といたしまして、7つの区分はいずれも電波の有効利用が一定程度行われていると評価しておりますけれども、さらなる電波の有効利用に向けて、今後、総務省において、各区分の評価に示した取組を実施していくことが適当であるとしております。これ以降、区分ごとの評価の主なポイントをピックアップしてございますので、区分ごとに概略を御説明いたします。

区分(1)の1つ目の丸を御覧ください。本周波数区分は、免許人数及び無線局数はいずれも減少傾向にあるものの、MCAなど陸上の移動通信システムに多く利用されていること、前回調査以降、空間伝送型ワイヤレス電力伝送システムや920MHz帯の広帯域通信システムの導入が行われたことなどを総合的に勘案すると、電波の有効利用が一定程度行われているとしております。この後、ほかの6つの区分においても同様に総合的に勘案いたしまして、電波の有効利用は一定程度行われているとしておりまして、この部分の説明は主な電波利用システムや前回調査からの制度整備の状況について御説明したいと思います。

次の丸でございましてけれども、さらなる電波の有効利用の促進に向けて、今後、総務省において以下の取組を実施していくことが適当であるとして、アマチュア無線をピックアップしております。1.2GHz帯のアマチュア無線は、前回調査よりも免許人数及び無線局数ともに減少しております。アマチュア無線につきましては、ピーク時の4分の1に近い数字にまで利用者が減少し

ているという状況でございますので、国際的な電波の利用動向、他の新たな電波システムの需要やアマチュア無線の態様等を踏まえまして、将来的なアマチュア無線全体の周波数割当ての見直しとか、さらなる共用の推進に向けた検討を進めていくことというふうにまとめております。

9 ページを御覧ください。区分（2）でございます。本区分では地域 BWA や衛星携帯電話などで多く利用されておりました、また前回調査以降、公衆 PHS サービス終了に伴いまして、1.9 GHz 帯のコードレス電話の帯域拡張とか、2.3 GHz 帯においてダイナミック周波数共用が開始されております。総務省に対しましては、非地上系の NTN の実現に向けまして、HAPS や衛星ダイレクト通信向けの周波数に係る共用検討等を推進することとしております。

次の区分（3）でございますけれども、これは Sub 6 のローカル 5G のほか、レーダーや衛星系など多種多様な無線局に利用されておりました、また前回調査以降、6 GHz 帯に新たに無線 LAN が導入されるとともに、5.2 GHz 帯の無線 LAN の自動車内の利用を可能とする制度整備が行われているところでございます。総務省に対しましては、1 つ目のポツでは 5G への割当てが検討されている 4.9～5.0 GHz 帯において、既存の免許人に対しまして移行先候補の丁寧な周知・広報に努めるとともに、移行に要する期間の検討を行った上で、5G への割当てを検討していくことなどとしております。

10 ページを御覧ください。V2X の導入が検討されている 5.9 GHz 帯の一部につきまして、自動運転に係る実証実験等の状況を踏まえつつ、周波数移行先や移行方策の検討を行うこと。また、次のポツでございますけれども、6 GHz 帯の無線 LAN は周波数の拡張等の技術検討が進められているところでございます。総務省は、既存の固定局に対しまして干渉が生じないように自動で周波数を調整する AFC システムを構築するなどにより、共用の実現性が高

まるとしております。このため、無線LANの技術的条件に係る早期の検討開始のほか、当該システムの構築や運用等に必要な検討を進めることとしてございます。次のポツ、次回の世界無線通信会議、WRC-27において、IMT、携帯電話への特定に向けまして検討が行われる予定の周波数帯につきましては、対処方針に係る検討を推進していくこととしてございます。

続きまして、区分（4）でございますけれども、これはレーダーのほか、人工衛星から地上向けの衛星ダウンリンクに利用されているところでございまして、また前回調査以降、新たに9.7GHz帯の汎用型気象レーダーへの周波数割当てが行われております。総務省に対しましては、BS放送について、逼迫している右旋の帯域の効率的な利用に向け、可能な限り早期の制度整備の検討を求めているところでございます。

11ページを御覧ください。区分（5）でございますけれども、衛星系のアップリンク回線、先ほど能登半島地震への対応でも御報告がございましたスターリンクも本区分で利用されているところでございまして、この利用が進展しております。また、前回調査以降、スターリンクとは別の衛星でございまして、ワンウェブと呼ばれる新たな非静止衛星システムの導入のための制度整備が行われております。総務省に対しましては、重点調査の26GHz帯のFWAの移行先候補となっております22GHz帯のFWAの高度化に向けた技術検討などを求めています。

続いて、区分（6）ですけれども、こちらでもミリ波のローカル5G、また本区分でも衛星系のアップリンク回線の無線局数が増加しておりまして、利用が進展しております。また、前回調査以降、ローカル5Gの共同利用の導入に係る制度整備が行われているところでございます。12ページを御覧ください。総務省に対しましては、2つ目を御覧いただければと存じますけれども、Ka帯の非静止衛星システム導入に向けて、可能な限り早期の制度整備を求め

ているところでございます。

最後の区分（7）でございます。最も高い周波数区分でございますけれども、80GHz帯高速無線伝送システムとか40GHz帯駅ホーム画像伝送システムの局数が大きく増加しているところございまして、利用が進展している帯域でございます。総務省に対しましては、40GHz帯におきまして、重点調査の40GHz帯映像FPUが利用する周波数帯以外の帯域においても、既存システムとの共用検討を踏まえて、5Gへの割当てに向けた検討の推進を求めているところでございます。また、この帯域の一部はHAPSでの需要もございまして、同帯域全体の周波数利用方策の検討を行っていくことともしております。

13ページを御覧いただければと思います。今後の調査及び評価に向けた検討課題等といたしまして、調査について大きく2点挙げております。1点目はシステムごとの無線局数の増減要因等の調査といたしまして、矢印のところの記載でございますが、調査を担当する総務省においては、無線局数に大きな増減の傾向が見られるシステムであって、その要因や今後の需要動向を把握する必要のあるものなどについて、調査票による調査を行うことを御検討いただきたいとしております。

2点目も矢印のところでございますけれども、総合通信局別に、システムごとの無線局数に係る増減傾向を把握することも必要であると考えられるとしております。このため総務省に対しまして、全ての周波数区分において全国と傾向が異なるなどの特徴を有するシステムについて、調査結果の概要報告を求めているところでございます。

14ページを御覧ください。最後に、評価についての課題でございます。2つ目の段落でございますけれども、今後、電波の有効利用の観点から、システムごとの無線局数の増減要因などを勘案しつつ、特定の周波数帯に着目した評

価を行うことなどについて、継続的に検討を行っていきたいとしております。

説明が長くなりましたが、以上でございます。御審議のほどよろしく願いたします。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

それでは、御質問、御意見はございますか。

これも順番にお聞きします。大久保会長代理、いかがでしょうか。

○大久保会長代理 詳細な評価・分析、御説明をありがとうございました。私からは特段ございません。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。長田委員、いかがでしょうか。

○長田委員 ありがとうございます。部会の先生方が本当に多角的な視点で御検討いただいた結果の取りまとめで、私からも特に質問等はございません。

○笹瀬会長 ありがとうございます。矢嶋委員、いかがでしょうか。

○矢嶋委員 詳しい御説明ありがとうございました。大変適切な御評価をいただいていると思います。私からも特段ございません。

○笹瀬会長 ありがとうございます。私からも特にコメントはございません。

林委員、どうもありがとうございました。御丁寧な説明、非常によくまとまっていると思います。

○林委員 ありがとうございます。

○笹瀬会長 事務局の方にもよろしくお伝えください。

○林委員 承知いたしました。

○笹瀬会長 ほかに何か補足の説明はよろしいでしょうか。林委員、よろしいですか。

○林委員 はい、私からは大丈夫でございます。

○笹瀬会長 それでは、委員の皆様方の御了解を得られたものとしまして、本評価案に関しましては、電波監理審議会として意見募集を実施することといた

します。意見募集に係る報道発表を本審議会後に行いたいと思います。意見の募集期間は6月6日木曜日から7月5日金曜までの30日間といたします。意見募集に係る報道発表に当たりましては、事務局の方、御協力よろしくお願ひします。

また、意見募集後、提出された意見の取りまとめ、及び意見に関する当審議会の考え方の案につきましても、部会において対応をどうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、本審議事項に関してはこれで終了したいと思います。どうもありがとうございました。

(2) 令和5年度電波の利用状況調査（公共業務用無線局）に係る電波の有効利用の程度の評価結果案

○笹瀬会長 それでは、引き続きまして、審議事項がもう一つありますけれども、「令和5年度電波の利用状況調査（公共業務用無線局）に係る電波の有効利用の程度の評価結果案」につきまして、これも林部会長から御説明をよろしくお願ひいたします。

○林委員 かしこまりました。恐れ入ります、今度は公共業務用無線局の評価結果案についてでございます。

本件につきましても、評価結果の案は審議資料2の資料2に取りまとめておりますけれども、その要点をまとめました概要版、今、映し出していただいております資料1を用いまして説明させていただきます。

2ページを御覧ください。真ん中の左側の赤字のとおり、本件は②の公共業務用無線局に係るものでございます。

3ページを御覧ください。部会における審議経緯でございますが、計3回の

部会において検討を行ってまいりました。

4 ページを御覧ください。有効利用評価方針の概要を示してございます。赤字の部分でございますけれども、公共業務用無線局の評価は、電波の利用の停止—いわゆる無線局の廃止—や、周波数の移行・共用、デジタル化に向けた対応の状況等につきまして定性的に行ったものでございます。※印の1でございますけれども、デジタル変革時代の電波政策懇談会において検討対象となった計31のシステムが調査の対象となっております。内訳としまして、①他の用途での需要が顕在化している周波数を使用するシステムが9システム、②アナログ方式を用いるシステムが22システムございまして、評価はシステムごとに行っております。

次の5 ページを御覧ください。①他用途での需要がある9システムの評価結果を表に取りまとめております。表の左側より対象の電波利用システム、2つ目は取組の方向性として、電波政策懇談会において示されました廃止や周波数共用などの方向性を記載しております。右側の2つが令和5年度の評価結果といたしまして、令和5年度の進捗及び今後の取組として、総務省に対して今後求めたい取組を記載してございます。

上の枠を御覧いただければと思います。9システムのうち4システムは取組が完了したことを確認しております。ほかの5システムにつきましては、5Gや無線LANへの需要に対応するために、表中の今後の取組に示しました代替システムの検討や周波数共用検討等を着実に実施していくことが適当であると評価を総括しております。

次の6 ページでございますけれども、参考といたしまして、各システムの利用帯域と他用途の需要を図示してございます。例えば右上の図の(2)、5GHz帯の無線アクセスシステムが利用している周波数帯は、5Gの割当て候補帯域となっているところでございます。

7 ページを御覧ください。②のアナログ方式を使用するシステムについても、このページと次のページにおきましてシステムごとの評価結果をまとめた表を作成してございますが、総括といたしましては、このページの上の枠を御覧いただければと思います。22 システムのうち7 システムにつきましては、取組の完了を確認してございます。ほかの15 システムにつきましては、表中の今後の取組を着実に実施していくことが適当であるとし、「また」といたしまして、総務省において次に示します2つの検討を期待するとしております。

1つ目は、デジタル方式の機器が存在せず、総務省において、デジタル方式の技術検討を実施しているシステムが6 システムございます。この技術検討は部会において本年度の令和6年度まで実施することを確認しておりますけれども、その検討を着実に実施した上で、デジタル化等への移行方針に係る検討を行うこととしております。これは技術検討の後にデジタル機器の導入が可能になりましたら、例えば更新時期を捉えてデジタル化を行うといった方針について、関係府省庁と連携して検討を行っていただきたいという趣旨でございます。2つ目は、公共安全モバイルシステムへの代替を検討している5つのシステムにつきましては、いずれも災害発生時の利用が想定されているところでございます。先ほどの令和6年能登半島地震への対応報告でもございましたが、その活用実績も十分踏まえながら、関係府省庁と連携して検討を実施していくこととしております。

9 ページを御覧ください。全体の総括でございます。1つ目ですけれども、公共業務用無線局に係る国の31 システムのうち11 システムにつきましては、無線局の廃止などの取組が完了し、ほかの20 システムについても、おおむね適切に進捗していると評価できるとしてしております。最後の4つ目でございますけれども、本評価結果が周波数再編アクションプランに適切に反映され、さらなる電波の有効利用の促進につながることを期待するとしております。

10 ページを御覧ください。今後の調査及び評価に向けた検討課題等がございます。このページでは、調査について3点記載してございます。1点目は、災害等への対策や運用継続性の確保のための対策に係る調査結果の正確性の確保等でございます。今回調査の結果、全ての無線局において対策を実施していないとの回答があったシステムにつきまして、部会においてその詳細な理由の確認などを行いましたところ、本来は対策を実施しているとの回答が適切であったとして、免許人から回答の修正が行われたシステムがございました。矢印の部分ですけれども、利用状況調査を担当する総務省において、調査票の設問を工夫するなどしていただきまして、それによって調査結果の正確性の確保に努めていただきたいとしております。また、災害対策に係る質問以外も含めて、調査票の設問を検討するに当たっては、できるだけ調査の目的に合致した回答が得られるように工夫をお願いしたいとしております。

2つ目の調査票による調査結果の詳細確認についてでございますけれども、前段は調査票の結果だけでは明確な進捗が確認できなかったというシステムについて、部会におきまして関係府省庁の詳細な事情等を確認し、評価を行った例を記載してしております。矢印のところでございますが、関係府省庁におけるより詳細な事情や背景等を考慮し、評価を実施していくことも重要と考えられることから、総務省においては、次年度以降の調査票による調査においては、確認が必要と考えられるものについては、関係府省庁に対しあらかじめその事情や背景等の詳細を確認した上で、調査結果の報告をいただきたいとしてございます。

3点目は、気象レーダーに係る調査でございます。気象レーダーにつきましては、従来型の電子管型から固体素子型の送信機を採用することによりまして狭帯域化が図られ、無線LANとの共用が必要な帯域が縮小されるなど、固体素子型は電波の有効利用に資する技術と考えられるとしてございます。この

点、部会におきまして更新状況を確認したところ、関係府省庁において更新が進展していることが分かりました。総務省に対しまして、次年度以降、この更新の進捗状況を含めて調査結果の御報告をいただきたいとまとめてございます。

次の11ページを御覧いただければと思います。評価に係る課題として1点挙げております。デジタル化等に係る進捗度合いの見える化といたしまして、例えばアナログ方式を用いるシステムのうち、既にデジタル化やほかのシステムへの代替が進められているシステムがございます。これらの評価においてデジタル化等が何%進捗しているかなど、進捗度合いの定量的な見える化が可能かどうかを検討していくこととしたいとしてございます。

最後に評価の在り方でございますけれども、適時適切に検討を行っていく旨を記載してございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○笹瀬会長 林部会長、どうもありがとうございました。

それでは、御質問、御意見はいかがでしょうか。大久保会長代理、いかがでしょうか。

○大久保会長代理 大久保です。こちらも大変詳細に分析され、様々な検討事項等を挙げていただいていると思います。

ありがとうございました。私からは特に質問等はございません。

○笹瀬会長 どうもありがとうございます。長田委員、いかがでしょうか。

○長田委員 ありがとうございました。こちらも部会の先生方の様々な視点から厳しい御指摘もあつたりして、現状がよく分かるようになったと思いますし、今後もそのお力でまたよりデジタル化がきちんと進んでいけばいいなと思っております。

ありがとうございます。

○笹瀬会長 ありがとうございます。矢嶋委員、いかがでしょうか。

○矢嶋委員 私も、評価結果につきまして項目1つ1つ拝見いたしましたけれども、適切な評価及び今後の取組についても適切な設定だと考えております。

異存はございません。林委員、どうもありがとうございました。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

私からも特にございません。どうもありがとうございました。

それでは、委員の皆様方の御了解を得られたものとしまして、本評価結果案につきましては、電波監理審議会として意見募集を実施します。意見募集に係る報道発表を審議会終了後に行いたいと思います。意見の募集期間は先ほど同様、6月6日から7月5日までの30日間といたしますので、報道発表に関しましては事務局の御協力、どうぞよろしくお願いいたします。

また、意見の募集後、提出された意見の取りまとめと、意見に対する当審議会の考え方の案につきましては部会で議論していただきまして、作成をよろしくお願いいたします。

林部会長をはじめ、特別委員の先生方におかれましては、精力的に取り組んでいただきましてどうもありがとうございました。非常によくまとまっていて、私もとてもうれしく思います。引き続きよろしくお願いいたします。

○林委員 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

○笹瀬会長 以上で本審議会事項につきましては、終了したいと思います。どうもありがとうございました。

以上で審議事項は終了ですので、総合通信基盤局の職員の方は御退室をよろしくお願いいたします。

(総合通信基盤局職員退室)

閉 会

○笹瀬会長 本日はどうもありがとうございました。これにて終了いたします。答申書につきましては、所定の手続を踏まえた後に、事務局から総務大臣宛てに御提出ください。

それから、次回の定例会の開催は令和6年7月31日15時から、これは実開催、総務省のフロアで行いますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、本日の審議会、どうもありがとうございました。これで閉会にしたいと思います。どうもありがとうございました。